平成２５年（フ）第２０２号
静岡県富士市本市場21番地の３、旧本店所在地静岡県富士市本市場新田55番地の１
破産者　株式会社エアロ
１　決定年月日　平成26年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第８４号
被相続人の破産手続開始決定時の住所静岡県磐田市豊岡6605番地14
破産者　被相続人亡山下正幸相続財産
１　決定年月日　平成26年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第４６号
三重県松阪市湊町184番地６　ローレルコート松阪1201
破産者　加藤　修身
１　決定年月日　平成26年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２５年（フ）第４７号
三重県多気郡大台町栃原1066番地の11
破産者　株式会社川村工務店
１　決定年月日　平成26年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２４年（フ）第３０５号
最後の住所徳島県吉野川市山川町建石115番地１、116番地３
破産者　亡安原治雄相続財産
１　決定年月日　平成26年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２７３号
徳島県吉野川市山川町諏訪356番地の６
破産者　有限会社岡本建設
１　決定年月日　平成26年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第１０２号
沖縄県那覇市宇栄原２丁目15番３号　沖建ビル201、破産手続開始決定時の住所沖縄県那覇市壺川２丁目11番地１　エンゼルハイム壺川第２　702
破産者　大城　　肇
１　決定年月日　平成26年４月23日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第６２６号
札幌市豊平区中の島２条10丁目２番12―708号
破産者　浦田　義則
１　決定年月日　平成26年４月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２５３０号
札幌市東区伏古８条３丁目１番８号
破産者　笠木利恵子
１　決定年月日　平成26年４月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４５号
青森県五所川原市大字広田字柳沼１番地３
破産者　齊藤　全弘
１　決定年月日　平成26年４月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２４年（フ）第８７８号
仙台市若林区一本杉町18番12号
破産者　小松　　進
１　決定年月日　平成26年４月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第７５号
宮城県塩竈市本町５番６―701号　エスペランサ・本町
破産者　八木　　歩
１　決定年月日　平成26年４月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第５４号
秋田県横手市雄物川町道地字家東22番地１
破産者　大日向義昭
１　決定年月日　平成26年４月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２５年（フ）第１２１号
山形市千歳１丁目13番１号　池野アパート４号
破産者　後藤　静夫
１　決定年月日　平成26年４月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１３９号
富山県氷見市柿谷2305番地
破産者　ステーション干場こと　干場　芳美
１　決定年月日　平成26年４月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第５５２号
愛知県小牧市春日寺１丁目１番地　航空自衛隊
破産者　横田　祐二
１　決定年月日　平成26年４月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１３６４号
名古屋市中村区稲葉地本通２丁目18番地　アヴェニュー23―802号
破産者　矢﨑　浩史
１　決定年月日　平成26年４月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６７６８号
大阪市西淀川区野里２丁目16番24号
破産者　武　　和光
１　決定年月日　平成26年４月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部